

本市の対応変更方針

今回の大阪府の方針ではイベントの開催について少し緩和方向である。

しかしながら、今月発生した本市の学校関連クラスターを受け、本市第 20 回までの新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針については下記のとおり変更を行い、期間を 11 月 15 日まで延長する。

記

1. 外出について

(変更前)・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること。

⇒(変更後)3密で唾液が飛び交う環境を避けること。

2. イベントの開催について

(削除)・開催規模や各施設の収容率については、以下の範囲内を目安とすること。

○屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること。

○屋外：人と人との距離を十分に確保できること。

(追加)・業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり緩和

- ・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

- ・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応

別表

時期	収容率		人数上限
10月9日から 当面11月末まで	大声での歓声・声援等がない ことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が 想定されるもの ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度(両方の条件を満 たす必要)
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定される イベント(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会(人数等を管理できるイベント) ・地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

【第20回新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針】

期間：8月21日から10月9日

1. 外出について

- ・市民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
 - ①身体的距離の確保（人と人との間隔はできるだけ2m確保） ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
 - ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
 - ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
 - ⑤大阪コロナ追跡システムや接触確認アプリ「COCOA」への登録・利用など
- ・「高齢者の方」、「高齢者と日常的に接する家族」、「高齢者施設・医療機関等の職員」は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること。
- ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること。
- ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。

2. イベントの開催について

- ・適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた大阪コロナ追跡システムや接触確認アプリ「COCOA」導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底をの実施と民間イベント主催者への要請。
- ・開催規模や各施設の収容率については、以下の範囲内を目安とすること。
 - 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること。
 - 屋外：人と人との距離を十分に確保できること。
- ・適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請する。

3. 施設について

- ・高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること。
- ・高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること・業種別ガイドラインを遵守すること。
- ・大阪コロナ追跡システムや接触確認アプリ「COCOA」の導入、又は名簿作成など追跡対策をとること。
- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。

4. 今年度における事業やイベントの開催の可否や延期などについて

前々回の本部会議で議論した内容を担当課と事務局が調整し、適宜見直しを行った上で今年度事業を進めていくこととする。

5. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化。
- ・窓口対応から電話、メール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をする。
- ・対面による会議は、中止または延期し、電話、FAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。

6. 職員への周知について

- ・マスクの着用や手洗い及び消毒の徹底など。
- ・買い物、娯楽、会食等について、「新しい生活様式」の実践例を再度確認し、大阪府の「府民への呼びかけ」にも併せて確認したうえで、適切な対応をすること。
- ・総務省から通知のあった、「業務後の多人数での会食や飲み会を避けること」についても対応すること。

7. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

8. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

9. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。